

平成30年度世田谷区自立支援協議会議事録（本会）

日時 平成30年7月27日（金） 19時～21時30分
場所 総合福祉センター 研修室
出席委員 鈴木敏彦 荻野陽一 丸山晃 金川洋輔 中川邦仁丈 山形一郎林幹則
西村周治 藤田文 和田敏子 天野美千代 日暮裕子 野村武夫 阪田淳
霜崎敏一 中島浩志 齋藤幸夫 田村康次朗 堀江ゆかり 矢野一郎 宮崎祐
中島智仁 米山ゆき子 八木亮 橋元晶子 今井めぐみ 大沼扶美江 田邊仁重
小林喜美江 徳永宣行 岡田裕也 西谷久美子 吉岡一樹 山本和弘 野瀬千亜紀
清水昭夫 松本公平 竹花潔 (敬称略)

<次第>

- 1 開会挨拶
 - 2 新委員紹介
 - 3 平成29年度自立支援協議会本会報告
 - 4 平成30年度活動自立支援協議会の取り組みについて
 - (1) 平成30年度活動スケジュールについて 資料1
 - (2) 相談支援ワーキンググループ・子ども支援検討ワーキンググループ活動について 資料2-1～2
 - (3) 自立支援協議会シンポジウムについて 資料3
 - 5 平成29年度各エリア協議会の活動報告及び平成30年度の活動について 資料4-1～5
 - 6 平成29年度各専門部会の活動報告及び平成30年度の活動について 資料5-1～2
 - 7 障害を理由とする差別解消に関する報告・協議事項 資料6
 - 8 世田谷区からの報告・協議事項
 - (1) 第4期世田谷区障害福祉計画の取り組み状況等について 資料7-1
 - (2) 障害者グループホームにおける新たな類型（日中サービス支援型）創設及び運営に係る世田谷区支援協議会の関与について 資料7-2
 - (3) その他 資料7-3～4
 - 9 その他 資料8
-

挨拶 区・障害福祉担当部 松本部長

新委員紹介

竹花課長

今年度より委員となった方は、世田谷ホームヘルプサービス所長・日暮裕子委員、世田谷

さくら会・野村武志委員、世田谷区手をつなぐ親の会・阪田純委員、東京商工会議所事務局長・霜崎敏一委員、ハローワーク渋谷専門援助第二部門・中島浩志委員、青鳥特別支援学校PTA会長・堀江ゆかり委員、都立松沢病院社会復帰支援室・大沼扶美江委員、世田谷エリア協議会会長・徳永宣行委員、北沢エリア協議会会長・岡田裕也委員、烏山エリア協議会会長・山本和弘委員へ委嘱した。

また、本日、虐待防止・差別解消・権利擁護部会・松本部会長、地域生活支援センターMOTA・杉山委員、世田谷保健所長・辻委員からは、欠席の連絡をいただいている。

1 平成29年度自立支援協議会本会活動報告について

鈴木会長

机上配布資料「平成29年度世田谷区自立支援協議会活動報告書」をもって報告とさせていただきます。

2 平成30年度自立支援協議会の取り組みについて

(1) 平成30年度活動スケジュールについて

鈴木会長

配布資料1をもって報告とさせていただきます。

(2) 相談支援ワーキンググループ・子ども支援検討ワーキンググループについて

矢萩係長

平成27年10月に「計画相談マニュアル策定WG」を設置し、「計画相談マニュアル VER. 1 及び VER. 2」を発行した。平成29年度のWGの検討の中で、相談支援に関する課題全般についての検討が必要であるとの議論を踏まえ、平成30年3月開催の第11回運営会議で協議し、設置の承認を得た。計画相談マニュアル策定WGの検討過程で抽出された課題について引き続き検討を行い、計画相談に限らず相談支援に関する課題全般を把握し検討を行う。

メンバーについては、資料2-1のとおりで、リーダーはナイスケア世田谷の新関氏となった。相談支援専門委員と学校との関わりが必要ではないか、という意見が出ている。

子ども支援検討ワーキンググループについては、医療と福祉、教育と福祉の連携などについて報告と課題提起があった。平成30年2月の運営会議においてワーキンググループ設置について検討が行われ、3月の運営会議で子どもの支援に関するワーキンググループの設置が承認された。メンバーについては、資料2-2のとおりで、リーダーは子どもの生活研究所の浅見氏となった。子ども支援ワーキンググループの中で、子ども支援の5年後の姿について意見を持ち寄った結果、「安心して子育てができる環境」「家族の暮らしやすさ」「医療とのつながり」「相談できる人」「一緒に考えてくれる場所」「情報交換や交流」などが挙げられた。今後は、教育と福祉のつながり、医療と福祉のつながり、家族支援・地域について意見交換をしていく。

鈴木会長

二つのワーキンググループから報告があったが、ご意見があればお出しいただきたい。

西村委員

今年度より就労アセスメントの流れが変わり、施設側としては対応が早くなったが、生活課題をもった子どもなどへの相談支援専門員との関わりがなくなり、高校卒業後の生活課題を相談する人がいなくなる。学校卒業後の施設通所や就職など相談支援専門員との関わりは必要だと感じている。学校が相談支援専門員との関わりをもって欲しい。

堀江委員

自分の子どもは、高校3年生で、現在、卒業後の進路を検討しており、先日も相談機関訪問として保健福祉課の担当ケースワーカーと相談をした。途中から支援学級や特別支援学校へ入ると、福祉サービスの事は全く知らずに高校3年生を迎えるので、小さい時から相談支援専門員が関わっていると情報が入りやすい。目黒区は、保護者面接日に相談支援専門員も参加しているが、世田谷区は人口も多く、軽度の子どもへの相談に手が回っていない。

学校側から進路説明の時に相談支援専門員の簡単な説明があるが、先生方も相談支援専門員の実態把握はできていない印象がある。

田村委員

自立支援に必要な事の一つに、教育からのスタートもあると感じている。子どもから見れば、都立も区立も立場は同じであり、不安のない就学のかたちについては、区の就学委員会で検討をしている。小中学校の先生と相談支援専門員のつながりは、自立に向けた第一歩だと思う。

光明特別支援学校の役割の一つとして、小笠原と伊豆も管轄になっているが、例えば、小笠原で気になる子どもがいて、2年後就学となると、校長先生が特別支援学校とはどういう事が必要なのか、区の支援学級を見学し色々なかたちの支援があると言うことを伝えている。

就学後も地域とのつながりは必要であり、小中高校の機能を光明特別支援学校はもっているので、校長と多くのスタッフとのつながりで自立に向って相談や支援をしていきたい。

天野委員

早いうちから自立に向けた居住支援を考える必要がある。18歳～19歳はグループホームへの入所が難しい現状があるが、社会資源とのつながりは必要だと感じている。

3 自立支援協議会シンポジウムについて

中川実行委員長

平成30年11月17日（土）に成城ホールで開催を予定している。テーマを「障害のある人もない人も、みんないつかは高齢者」とし、第1部基調講演は、ダウン症の娘をもつ80歳台の高嶋弘之氏へ依頼している。

自立支援協議会各エリア協議会や事業所も是非参加して欲しい。

4 平成29年度各エリア協議会の活動報告及び平成30年度の活動について

世田谷エリア協議会・徳永会長

平成29年度の年間テーマは、引き続き「障害がある方が世田谷地域で長く暮らしていく

ことを考える」とし、毎月エリア運営会議を行なっている。第1回のエリア全体の企画では、世田谷区内の重症心身障害者施設「あけぼの学園」の見学をし、当事者の意思をどのように汲み取るのかということも考えた。第2回エリア全体会では「8050問題って言うけれど」をテーマにし、事例を通して検討し、色々な8050問題があるということを知った。

平成30年度は、地域の中で暮すということで、8050問題について検討し、相談支援専門員を中心に「相談支援」部会と通所事業所や訪問事業所などを中心に「生活支援」部会の2つの構成で検討をしていく。

北沢エリア協議会・岡田会長

平成29年度の年間テーマを「北沢地域で私が好きな場所」とし、障害当事者を主体で企画を実施した。気持ちが落ち着く喫茶店や公園、車椅子でも利用できるレストランなどの話題提供があった。また、障害当事者の実践レポートを数ヶ月かけて行い、当事者に寄り添いながら作成をし、発表をした。支援者同士のつながりを築き、当事者目線に立ち、当事者とそれを取り巻く地域の関係性を念頭におきて運営を行なった。

平成30年度は、街コラボとして、世田谷線沿線のお店から食べ物を提供してもらい、食べながら人に優しい街について検討をした。

玉川エリア協議会・西谷会長

平成29年度の年間テーマを「私らしく生きる権利とみんなの役割」とし地域において活動している方から話を聞いた。障害のある子どもの母親から日常生活についての話しや「地域で暮したい想いを支えるために」のテーマでは、多分野でのグループワークを行い、共通言語がなかったということも知った。

平成30年度の年間テーマは、「活動拠点に求める機能を明確化する」とし、玉川地域の調査を公的、私的の社会資源、サロンの情報共有、当事者の実態と必要な資源について検討をする。

砧エリア協議会・吉岡会長

平成29年度の報告は、前回の本会で報告をしたので省略をする。

平成30年度の年間テーマを「制度の切れ目を埋めよう」とし、高齢、成人、子どもチームに分かれて活動をしていく。第1回のエリア協議会では、医療関係者が2割参加し、ワールドカフェ形式で意見交換を行なった。今後は、教育関係者に参加をして欲しいと考えている。

烏山エリア協議会・山本会長

平成29年度のテーマは、「制度のはざま」とし8050問題や障害者総合支援法から介護保健制度への移行をどのように進めるか事例検討をした。烏山エリアは、松沢病院、昭和大学烏山病院があり、精神疾患のある方も多く生活をしている。公的サービスを結びつけにくいケースについて、地域の方が気づき、支援策を考え、支援を実行するネットワークが重要だと分かった。

平成30年度のテーマは、引き続き「制度のはざま」とし、高齢障害者の生活に焦点をあて、地域の不動産事業者へアンケートを実施し、アンケート結果に基づいた報告・意見交換を行なう予定をしている。

5 平成29年度各専門部会の活動報告及び平成30年度の活動について

地域移行部会・野瀬会長

平成29年度のテーマは「すまい」に焦点をあて退院後の地域生活を考えるとした。不動産屋さん、大家さんへ精神障害者の理解を促しており、定期的にヘルパーなどが訪問しているなどの説明をしている。地域啓発として、偏見や差別は身近なところから始まるのではないかという意見も出ている。

平成30年度は、地域住民の精神障害や疾病に対する偏見や差別を和らげる土壌を目指す。また、病院へ出向いて地域移行部会を開催し、看護師やワーカーなどが参加し情報交換を行うことを予定している。世田谷区民で600人余りの長期入院者がいる現状を踏まえて、地域の支援者が病院へ出前出張し、情報提供や体験談などを聴く機会ももっていただく企画も検討している。

障害者虐待防止・差別解消・権利擁護部会・田邊委員

虐待防止・権利擁護・意思決定支援の3つの活動を柱に関係機関との情報交換などを通じて連携の強化を図った。障害者虐待防止・権利擁護の周知や障害者差別の解消として商店街における障害のある方への合理的配慮物品設置の取り組み紹介などをした。実施結果から見えてきたこととして、関係機関との連携強化や部会での検討方法、事例・ノウハウの蓄積方法や活用方法が必要だと考えている。

障害者差別解消については、世田谷区に寄せられた相談を共有し、各専門の立場から対応への検討はされている。

平成30年度は、周知活動として、各イベントなどへ参加、パンフレット再作成を検討している。昨年度、障害者虐待についての通報件数が増えている。これは、虐待についての周知が進み、認識が高まってきていることも要因として考えられるのではないかとの意見が部会の中で出ていた。一方で、埋まっている事例についての対応が課題となっている。

鈴木会長

専門部会からの報告があったが、何かご意見はないか。

金川委員

差別解消法への取り組みは、世田谷区は特に先駆的に取り組んでいると思っている。障害への理解として環境整備や合理的配慮をしている店などを協議会で紹介したりするなど、問題点や課題の抽出だけでなく、楽しい気持ちになるような街自慢をしても良いのだと感じている。

西谷委員

事業所の職員が、年1回は、虐待防止・権利擁護の研修を行なうことが必要だと感じる。今回、合理的配慮が全事業所対象となった。しかし、何が差別なのか、どのように合理的配慮をしたら良いのか、明確でない。障害者虐待防止・差別解消・権利擁護部会でパンフレットを作成するのであれば、差別の事例や合理的配慮の事例などを示す事はできるのか。

田邊委員

事例も含めてどのようなパンフレットにするのか、検討をしている。

荻野副会長

合理的配慮は、する側と受ける側があり、それぞれ感じ方が違う。自分が食事をする時にフォークとナイフが何も言わずに出てくる店もある。店側は、合理的配慮をしていると思うが、自分はいらないと思う人もいる。マニュアルがあれば良い訳ではなく、それぞれのセンサーがどのように働くかだと思う。合理的配慮は、ハード面だけではないということを知って欲しい。

鈴木会長

平成30年度は、東京都自立支援協議会の動きも知って欲しいと思うので、東京都自立支援協議会委員の金川委員から報告を受けたい。

金川委員

合理的配慮の努力義務となっている部分を東京都の条例案では、努力という言葉がなくす方向となっている。東京都自立支援協議会は、部会がないので協議をしていくのが難しい。東京都自立支援協議会は、都の協議会と地域自立支援協議会との双方向性が今期のテーマとなっている。基礎自治体で全ての課題を解決できるはずもなく、世田谷の範囲を超えて共通する課題があれば都の協議会へ報告・提案していくことも求められていくと思う。今後、東京都自立支援協議会では、交流会、セミナー、各自治体の活動を視覚化する動向集の発行という3本柱があり、昨年度のセミナーでは、「8050問題」がテーマとなっていた。今年度は8月28日に交流会を行ない各自治体の自立支援協議会の委員同士で活動を共有する予定をしている。

鈴木会長

地域の課題を都レベルで検討し、区内だけではなく様々な自治体と連携をして欲しい。

6 障害を理由とする差別解消に関する報告・協議事項

鈴木会長

本件は、平成28年4月1日、差別解消法の施行に伴い、本協議会が障害差別解消法に指定されている障害者差別解消支援地域協議会の一部の機能を担うことになり、報告・協議をしてもらうものである。

竹花課長

合理的配慮は、公的機関では義務、事業者は努力義務となっている。区では合理的配慮の義務があるなかで、いくつかの取り組みを行なっている。

2名の調査員で相談等に対応しており、障害者差別に関する相談等状況については、87件の相談があった。内容は、不当な差別的扱いが5件、合理的配慮については27件となっている。その他、差別解消法についての問い合わせは、54件あった。相談者の分類に関しては、事業者・庁内からどのように対応するのかという問い合わせが30件あった。相談等への対応状況については、調査員から事業所へ説明をする、差別解消の主旨を説明するなどの対応をとっている。

区の事例では、合理的配慮の提供の中で、色覚障害の方へ色による区別をするよう説明をしたので、当事者は分からなかったという事例に関しては、色と番号で案内をすることとし

た。民間事業所の事例では、不当な差別的取り扱いとして、金融機関で車いす利用者が、自分で事務手続きをしたが、金融機関の職員は介助者へ通帳を渡そうとした。調査員が事実確認をし、金融機関の職員が本人に確認せずに介助者へ通帳を渡したことへの不適切な対応を説明したところ、職員へ指導などを行い改善した。

啓発活動については、区民等への普及啓発活動、行政内部の周知・徹底、共生社会ホストタウンへの登録をした。また、商店街における合理的配慮物品の試行設置として外出環境の向上と障害理解を進めるために、段差解消用簡易スロープ、筆談ボードなど54店舗へ試行した。今年、馬事公苑周辺の店へ、障害理解を進める取り組みを考えている。

この協議会が障害者差別解消支援地域協議会も兼ねているが、虐待防止・差別解消・権利擁護部会へ報告や意見交換をした中で、支援者はすぐに手を出してしまうが、相手を尊重して必要な時に支援をして欲しいという意見もあった。当事者が不当な差別に対して、直接意見が言える環境が必要である。

平成30年度の取り組みは、商店街における合理的配慮物品の設置経費助成の実施を予定している。

東京都が進めている条例に基づく整備状況は、事業者への合理的配慮の提供義務、都に広域支援相談員の設置、障害を理由とする差別に関する紛争解決のための体制整備、具体的には斡旋調停として東京都の斡旋に理由なく従わないと、公表をすとした。今後は東京都とも連携しながら差別解消法や条例に基づく取り組みを進めていく。

7 世田谷区からの報告・協議事項

(1) 第4期世田谷区障害福祉計画取り組み状況等について

竹花課長

成果目標については、第4期世田谷区障害福祉計画における成果目標、障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の見込み量、世田谷区独自の取り組みの主要テーマを取り組んできた。

福祉施設の入所者の地域生活への移行では、30人の地域移行を目標としたが、3年間で述べ11人となっている。施設入所者については、439名を目標としたが、429名とほぼ達成をしている。今後もニーズの把握や自立支援協議会などから意見を聞いていきたい。

入院中の精神障害者の地域生活への移行は、東京都が実施している。区としては、地域移行がスムーズにできるように顔の見える関係を作り意見交換をした。

障害者の地域生活の支援では、地域生活支援拠点の充実として、一つの施設で相談から地域の体制づくりまで行なうのは難しいので、各施設が連携をし、平成31年度から開設する梅ヶ丘拠点整備の障害者支援施設と連携をしながら地域生活の充実を図っていく。

福祉施設から一般就労への移行成果目標は、福祉施設利用者の一般就労への利用者目標130人、実績は123人、就労支援事業の利用者の目標205人、実績228人、利用者の就労移行が3割を越える就労移行支援事業所の割合目標50%、実績50%と概ね目標に近づいている。

第4期障害福祉計画、障害福祉サービスの見込み量は、計画と実績の差が大きい部分を説明

する。日中活動系サービスの自立訓練の機能訓練と生活訓練があるが、機能訓練は計画数を下回り、生活訓練は計画を上回ったが、理由としては、機能訓練より生活訓練のニーズが多かったことによる。

児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスの見込み量については、放課後等デイサービスが、計画よりも実績が多くなっており、利用者が増えていることを示している。

主要テーマの観点の身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の構築の内容では、区が主催する相談支援初任者研修を実施し相談支援事業所の資質向上を図ったり、地域生活を支援するための居住支援と地域支援の一体的推進では、短期入所の居住の確保やグループホームの数を増やしている。ライフステージに応じた多様な社会参加では、高校、大学世代の発達障害者を対象とした事業として、みつけばルームを開設した。

区独自の取り組みとして、障害理解の促進・障害差別の解消、障害者の地域生活の支援、障害者就労の3点に取り組んでいる。

せたがやノーマライゼーションプラン一部見直し及び第5期世田谷区障害福祉計画策定における世田谷区自立支援協議会からの意見の反映状況については、自立支援協議会からの意見を踏まえて、計画の一部見直しを行なった。

鈴木会長

区からの報告があったが、何かご意見はあるか。

金川委員

世田谷区民の長期入院者が約 600 名おり、全体的把握が難しく課題となっている。どのように精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援を進めていくのかは大きな課題である。自立支援協議会で状況を共有し、第5期世田谷区障害福祉計画も引き続き把握し、検討をする必要がある。

橋元委員

相談支援の地域移行支援は、計画を上回っているが、地域定着支援の計画は下回っている理由は何か。

竹花課長

これらの数字は、計画相談を利用する想定と実績となっている。

金川委員

指定一般相談事業所が、地域移行・地域定着の支援をするが、区内で実質的に対応しているのが2事業所のみであり対応が難しい現状がある。

橋元委員

今後どのような対応をするのか。

松本部長

国は、措置入院者を地域へ戻すと考えているが、区としてもどのようにするのか検討している。一人一人がどのような意向を持っているのか確認する必要もある。区全体で意向を受け止め、地域包括ケアシステムも踏まえて、誰が中心となり、どのように進めていくのか課題がある。相談支援事業所を増やすことや各地域障害者相談支援センターの体制強化をするということも検討している。

(2) 障害者グループホームにおける新たな類型（日中サービス支援型）創設及び運営に係る世田谷区自立支援協議会の関与について

阿部課長

この主旨は、協議会に対して、運営方針や活動内容等を説明し、開設後においても当該サービスの質の確保を図る観点から、定期的に協議会等から評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなくてはならないと国から示されていることに対応するものである。

日中サービス支援型GHの概要は、障害者の重度化・高齢化に対応、短期入所を併設し、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場の提供、施設等からの地域移行の促進等の役割を担う。

今後の流れの案は、事業者は運営会議へ日中サービス支援型GHの趣旨を踏まえたうえで、運営方針や実施事業等を報告し、運営会議は、当該サービスの質の確保を図る観点により、実施事業等に対して、文書により要望・助言等を行なう。内容については、直近の自立支援協議会へ報告する。

西谷会長

重度の障害の受け皿はなく、既存のグループホームでは人材や施設の体制も整っていない。日中サービス支援型グループホームは、必要だが内容が明確ではないので、質の担保は問われると思うので、自立支援協議会でしっかりと検討する必要があるのではないか。

鈴木会長

今後国が詳細を明らかにしていくので、この会では日中サービス支援型グループホームをより良くすることを検討していく。

阿部課長

国から示されていないので、区として今後の流れを検討しているが、日々の生活がしっかりと送れるよう検討していく必要がある。

中川委員

相談支援専門員と自立支援協議会の関わりも必要ではないか。相談支援専門員が関わりながら、事業所の質も上げていく中で自立支援協議会への報告もあって良いのではないか。

荻野副会長

運営会議の中でも日中サービス支援型グループホームについての報告があった。この本会が最終決定の場であると認識しているが、年に2回しかない会議なので、実際は毎月開催している運営会議で検討が進められる。本会では各分野の専門家が出席をしているが、運営会議の委員で検討しても良いのか、疑問が残る。評価という言葉があるが、より良くするために運営会議で提案や助言をしたいと考えている。

(3) その他

竹花課長

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容についてと梅ヶ丘拠点

整備ニュースについては、資料に基づく報告とする。

9 その他

矢萩係長

世田谷区障害者相談支援人材育成研修実施報告については、資料に基づく報告とする。

中島委員

平成29年度障害者差別解消についての取り組み状況及び平成30年度取り組み予定の中の不当な差別的取り扱いの相談の中に、身体障害者からの相談について、調査員が対応しているが、障害と知りながら差別をした、という判断であったのか。

竹花課長

相談者が差別を受けたという認識をもって、差別的取り扱いとして対応するが、調査員が状況の事実確認をしている。

中島委員

今回は、障害があることで話し掛けなかったのであれば不当な取り扱いだが、障害があると認識していなかったことでの差別なのかの見極めは難しく、事業者へ義務付けをするのであれば、判断は慎重になる。

松本部長

区民の声というのが多くあるが、当事者の方が自分の希望が通らないと「差別だ」と言うこともあるので、区としても内容を見極め、差別解消とは切り離して判断をしている。また、合理的配慮の観点もしっかりともち、事例を積み上げていくことが共生社会の取り組みでもある。

西谷委員

報酬改定は、指定特定事業所の運営に係ることだが、区としてどのように対応するのか。また、梅ヶ丘拠点整備についてもどこかで説明をして欲しい。

松本部長

この場は協議会の場であるので、報酬改定に対する区への要望については、別の場でお願ひしたい。

梅ヶ丘拠点の整備については、総合福祉センターから新たな法人へ移行が決まっており、現在出向職員も来ている。7月より児童発達支援事業、成人のリハビリ訓練等、現在利用している利用者へ説明・個別相談をしている。

通過型入所支援については、50名募集し97名の応募があり、現在一人一人面接をしている。

